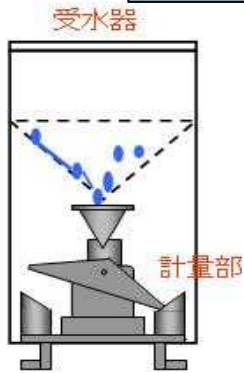


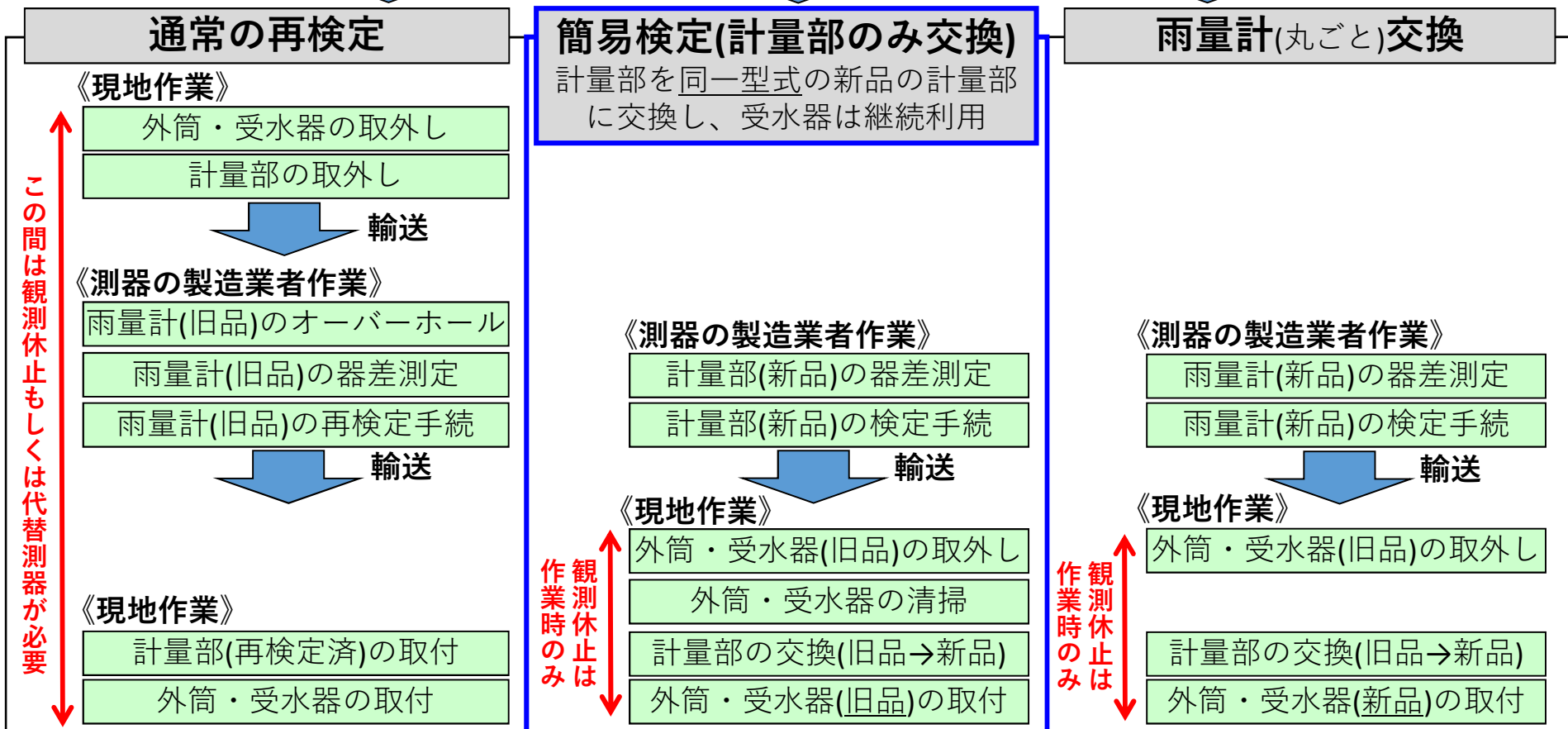
転倒ます型雨量計の簡易検定(計量部のみ交換)



雨量計が型式証明を受けた型である場合は、以下に示す簡易検定(計量部のみ交換)を選択することができます。簡易検定では、通常の再検定や雨量計(丸ごと交換)よりも必要経費を下げる事が可能になる場合があります。現地作業は、測器の製造業者が行う必要はなく、定期的な保守点検に合わせて行うと効率的です。

検定証書で有効期間の確認
測器の販売・製造業者に受水器の状態等を連絡し、以下のいずれかを選択

大きく変形した受水器は継続利用に
適しません。



この間は観測休止もしくは代替測器が必要

観測休止は作業時のみ

観測休止は作業時のみ

簡易検定(計量部のみ交換)が可能であるかの確認方法

以下のAかBのどちらかの方法で、雨量計が型式証明を受けた型であることを確認します。

<確認方法A:雨量計の銘板から>

「型式」「型式証明番号」が記載されていることを確認。

<確認方法B:検定証書から>

測器の①販売・製造業者に、③型式を伝えて、型式証明を受けた型であることを問合せる。(気象庁HP掲載の型式証明測器の一覧でも確認できます。)

①製造者名

②検定有効期間

③型式

④製造年月

⑤製造番号

前回、簡易検定(計量部のみ交換)を受けた場合は、⑥も記載されています。

⑥受水器の情報

<簡易的な検定を受ける場合は>

測器の①販売・製造業者に、検定証書に記載されている②~⑤を(もし記載があれば⑥も)伝える。

転倒ます型雨量計(温水式)の感部
【RT-3】

型式	型式証明第 号
器械番号	
受水口	20cm
1転倒雨量	0.5mm
ヒータ電源	AC100V 50/60Hz 400VA
製造番号	
製造年月	平成 年 月
株式会社	



計量部

証書 第00-00000 号

検定証書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

一般財団法人 気象業務支援センター
(気象庁長官登録検定機関)

気象測器名 転倒ます型雨量計の感部

製造者名	〇〇〇〇
型式	〇〇〇〇
製造年月	〇〇〇〇
製造番号	〇〇〇〇

上記の気象測器は、気象業務法第28条の規定により検査した結果、同条第1項の基準に適合するものであることを証明する。ただし、同法第31条並びに気象測器検定規則第15条第1項及び第2項の規定により、検定の有効期間は5年とする。

受水器	製造年月	平成〇〇年〇〇月
	製造番号	〇〇〇〇

継続利用に適さない受水器の例

口金が折れ曲って受水面積が狭くなり、正確な測定ができない



剥がれた塗装が、雨水の計量部への流下を妨げ、正確な測定ができない

